

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	越 生 町

越生町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 越生町役場 産業観光課農林担当
所在地 入間郡越生町大字越生900-2
電話番号 049-292-3121
FAX番号 049-292-3351
メールアドレス sangyoukankou@town.ogose.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、サル、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	越生町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	稲・いも類	9a・86千円
ニホンジカ	果樹	1a・20千円

(2) 被害の傾向

野生鳥獣による農作物への被害が年々増加傾向にあり、それに伴い耕作意欲が減退し、耕作放棄地の増加に拍車がかかっている。

イノシシ、ニホンジカ、サルの生息域については拡大傾向にあり、農業被害及び生活被害が山間地域のみならず平坦地において発生している。軽微な被害で具体的な数値は把握できていないが、アライグマによる農作物の被害は町内全域で確認されており、同所的に生息するハクビシン、タヌキ、アナグマとの複合的な農作物被害が起きているものと考えられる。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和7年度）
イノシシ	9a・86千円	8a・80千円
ニホンジカ	1a・20千円	0.5a・15千円
サル	不明	不明
アライグマ	不明	不明
ハクビシン	不明	不明
タヌキ	不明	不明
アナグマ	不明	不明

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	有害鳥獣捕獲	越生猟友会越生支部に捕獲を依頼し実施しているが、高齢化等により猟友会員が減少し、後継者の確保が急務である。

	アライグマの捕獲 捕獲器購入費の補助	埼玉県アライグマ防除実施計画に基づき捕獲を実施している。 農作物または家屋の被害がある箇所に箱わなを設置しているが、完全には防除できず、被害を免れることは難しい。
防護柵の設置等に関する取組	防護柵の普及推進 防護柵設置費の補助	被害農家への設置を提案し、設置費用を助成する補助金制度もある。 農家でも防除柵の効果がみられるため、近年の補助申請は増加傾向にあるが、捕獲に頼る傾向にあるうえに、完全には防除できず、被害を免れることは難しい。
生息環境管理その他の取組	アライグマ捕獲従事者の育成（アライグマ捕獲従事者養成研修会の開催）	アライグマ捕獲従事者の育成を行うことにより、住民の被害防止技術が向上してはいるが、完全には防除できず、被害を免れることは難しい。

(5) 今後の取組方針

<ol style="list-style-type: none"> 1. 侵入防止柵の整備、設置及び研修会の実施 2. 有害鳥獣による農作物被害状況の実態調査 3. 猟友会との連携による効果的な捕獲の実施及び適切な個体数管理 4. 一般住民によるわな免許取得推進 5. ICT機器によるわなの管理の簡素化 6. アライグマ捕獲従事者の育成
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

越生猟友会越生支部への捕獲依頼を基本とする。なお、アライグマの捕獲については、埼玉県アライグマ防除実施計画に基づき捕獲を実施する。また、新たな捕獲従事者を育成する。
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5	イノシシ、ニホンジカ	くくりわな数の充実化

	サル、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ	I C T 導入による捕獲効率の向上 小型獣捕獲わなの貸出し 捕獲従事者の育成 獣害対策研修会の開催
6	イノシシ、ニホンジカ サル、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ	くくりわな数の充実化 I C T 導入による捕獲効率の向上 小型獣捕獲わなの貸出し 捕獲従事者の育成 獣害対策研修会の開催
7	イノシシ、ニホンジカ サル、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ	くくりわな数の充実化 I C T 導入による捕獲効率の向上 小型獣捕獲わなの貸出し 捕獲従事者の育成 獣害対策研修会の開催

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
被害状況、生息数等県の鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画と整合を図りながら有害鳥獣捕獲を基本として、計画年度ごとに必要最小限の捕獲を実施する。 対象鳥獣については、近年の捕獲実績を踏まえて設定した。 なお、アライグマ捕獲については埼玉県アライグマ防除実施計画に基づいた全頭捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	20頭	20頭	20頭
ニホンジカ	40頭	40頭	40頭
サル	5頭	5頭	5頭
アライグマ	全頭	全頭	全頭
ハクビシン	10頭	10頭	10頭
タヌキ	10頭	10頭	10頭
アナグマ	10頭	10頭	10頭

捕獲等の取組内容
捕獲手段：銃、捕獲檻、くくりわな、箱わな、巢落とし 実施予定時期：通年 捕獲予定場所：町内全域

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
越生町	権限委譲済み

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	100a	100a	100a
ニホンジカ	100a	100a	100a

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	猟友会へ依頼	猟友会へ依頼	猟友会へ依頼
ニホンジカ	猟友会へ依頼	猟友会へ依頼	猟友会へ依頼

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ、ニホンジカ、サル、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ	被害状況調査、里地里山の整備、研修会の開催、住民への情報提供・注意喚起
令和6年度	イノシシ、ニホンジカ、サル、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ	被害状況調査、里地里山の整備、研修会の開催、住民への情報提供・注意喚起
令和7年度	イノシシ、ニホンジカ、サル、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ	被害状況調査、里地里山の整備、研修会の開催、住民への情報提供・注意喚起

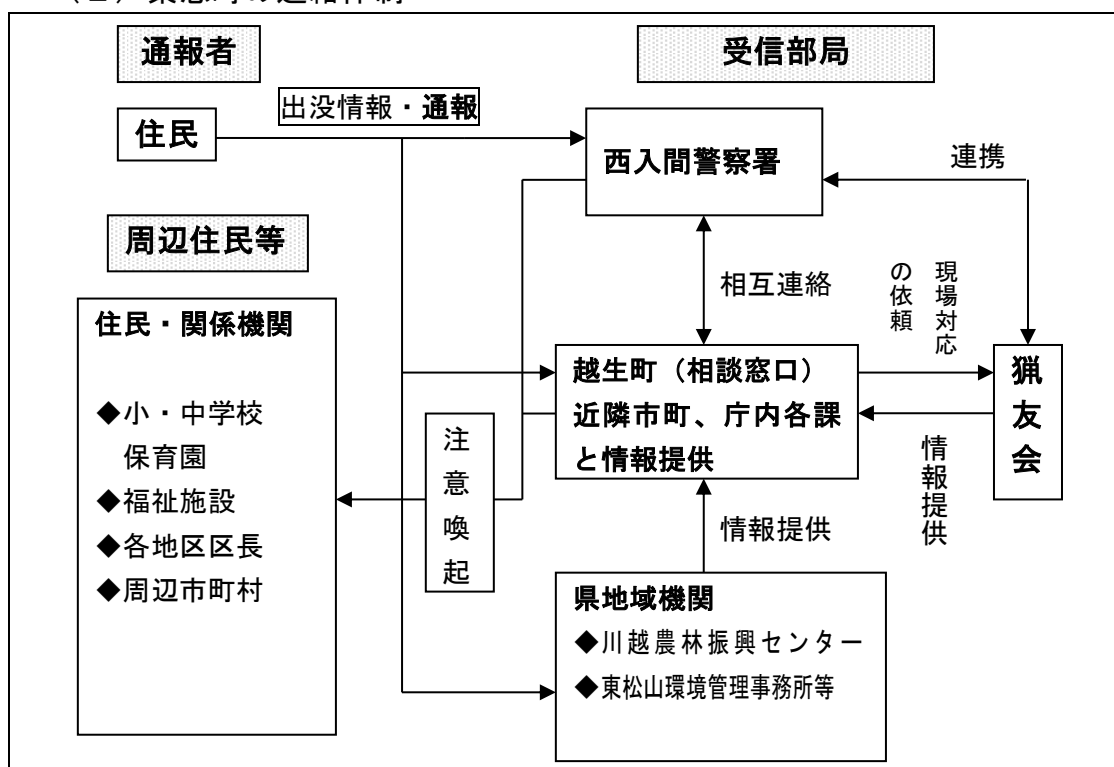
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
西入間警察署	住民・関係機関への注意喚起、町との相互連

	絡
越生猟友会越生支部	西入間警察署と連携し、町等からの依頼を受け、捕獲または追い払い等を実施
埼玉県川越農林振興センター	対策の助言、指導
埼玉県東松山環境管理事務所	対策の助言、指導
越生町産業観光課	住民・関係機関への注意喚起、警察署と相互連絡、猟友会に捕獲または追い払い等の依頼

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<p>捕獲現場での埋設を行う。 アライグマは薬殺後、焼却処分とする。</p>
--

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現状は行っておらず、活用に向けた検討を行う。
ペットフード	現状は行っておらず、活用に向けた検討を行う。
皮革	現状は行っておらず、活用に向けた検討を行う。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給)	現状は行っておらず、活用に向けた検討を行う。

餌、学術研究等)	
----------	--

(2) 処理加工施設の実施体制に関する事項

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制に関する事項

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
越生猟友会越生支部	有害鳥獣捕獲の実施
越生町農業委員会	事業推進の協力、農作物の保護
いるま野農業協同組合	事業推進の協力
埼玉県川越農林振興センター	対策の助言、指導
越生町産業観光課	事業の推進、周知、事務局

(2) 関係機関に関する事項

該当なし

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

追い払い活動や被害軽減対策、捕獲の中心となる町職員や猟友会会員等を構成員として、鳥獣被害対策実施隊の設置を検討していく。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

地区ごとでの追い上げ、追い払い体制の整備を検討する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣による被害防止のために、農業者、地域、関係機関と一体となって対策に取り組む。